

議第30号

三島市立箱根の里条例の一部を改正する条例案

三島市立箱根の里条例（昭和61年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	<table border="1"><tr><td>410円</td></tr><tr><td>610円</td></tr></table>	410円	610円	を	「	<table border="1"><tr><td>420円</td></tr><tr><td>620円</td></tr></table>	420円	620円	に、
410円									
610円									
420円									
620円									
」			」						
「	<table border="1"><tr><td>50円</td></tr><tr><td>610円</td></tr></table>	50円	610円	を	「	<table border="1"><tr><td>50円</td></tr><tr><td>620円</td></tr></table>	50円	620円	に改める。
50円									
610円									
50円									
620円									
」			」						

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した三島市立箱根の里の使用に係る使用料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士